

事務連絡
令和 5 年 3 月 31 日

北九州・大阪・豊田事業対象地域
各府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局） 殿

環境省 環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

北九州・大阪・豊田事業対象地域の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物
(安定器及び汚染物等) に関する処分委託契約等の期限について

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB 廃棄物」という。）の确实かつ適正な処分に関して、日頃より御尽力をいただき、感謝申し上げます。

北九州・大阪・豊田事業対象地域の高濃度 PCB 廃棄物である安定器及び汚染物等については、現在、事業終了準備期間を活用した処理を実施しているところですが、処理の進捗状況等を鑑み、処分委託契約等のスケジュールを下記のとおり整理しましたのでお知らせします。

各府県市におかれては事業終了準備期間を活用した処理が行われている間において、管内の高濃度 PCB 廃棄物が确实かつ適正に処理されるよう、本スケジュールにも留意しながら対応いただきますようお願いいたします。

記

- ①既に存在が発覚しているものや今後早期に存在が発覚したものについては、
「処分委託契約の期限：令和 5 年 8 月末」「搬入期限：令和 5 年 10 月 15 日」とする。
- ②新規に存在が発覚したものなど、何らかの事情でやむを得ず①のスケジュールに
間に合わないものについては、「処分委託契約の期限：令和 5 年 12 月末」
「搬入期限：令和 6 年 1 月末」とする。

	令和5年						令和6年			
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
契約	■						▼			①8月末、②12月末
搬入	■							▼		①10月15日、②1月末
処理	■								▼	①11月末、②3月15日

※□：①の廃棄物に係る処理スケジュール、▼：②の廃棄物に係る期限

以上